

平成20年度の主な措置事例

◆ 狩猟用発信機による消防無線への混信妨害

平成21年1月、消防無線に混信妨害を与えていた会社員を特定し、福岡県小倉南署との共同取締りにより摘発しました。会社員は、狩猟用発信機を犬に装着し山中にて使用していたもので、当該発信機が消防無線に混信妨害を与えていました。

平成19年10月の申告受付後、電波監視を継続しましたが妨害源の山中での移動等もあり、特定が困難で解決までに時間を要しました。

【狩猟用発信機のイメージ図】



◆ 運転代行業務用にアマチュア無線を不法開設

平成20年12月、熊本県八代市在住のアマチュア局の免許人に行政処分（無線局の運用停止処分及び無線従事者の従事停止処分）を行いました。免許人は自己の営む運転代行業の業務通信のために、免許を受けないで無線局を開設し、運用したもので電波法第4条に違反したものです。

平成20年3月の申告受付後、現地調査にて電波法違反を確認し、違反調査を実施の上、行政処分を行いました。

◆ アマチュア無線への混信妨害

平成20年12月、大分県大分市在住のアマチュア局の免許人に行政処分（無線局の運用停止処分及び無線従事者の従事停止処分）を行いました。免許人は他のアマチュア局の通信内容を録音したものを、アマチュア局の周波数で送信していたもので、電波法第56条及び61条に違反したものです。

平成20年4月の申告受付後、現地調査にて電波法違反を確認し、違反調査を実施の上、行政処分を行いました。

【参考】電波法抜粋

（無線局の開設）

第4条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。（以下略）

（混信等の防止）

第56条 無線局は、他の無線局又は電波天文業務（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。但し、第52条第1号から第4号までに掲げる通信については、この限りでない。（以下略）

（通信方法等）

第61条 無線局の呼出し又は応答の方法その他の通信方法、時刻の照合並びに救命艇の無線設備及び方位測定装置の調整その他無線設備の機能を維持するために必要な事項の細目は、総務省令で定める。